				三重津海軍所跡
				平成二十五年文部科学省告示第三十九号
				佐賀県佐賀市諸富町大字為重
	備考　一筆の土地及び道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び福津市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	番に南接する道路敷、同奴山字伏原一三四番一に挟まれ同奴山字伏原一三七番と同奴山字伏原一三七四番二に挟まれ同奴山字招一四〇番二と同字伏原一三七四番三に挟まれるまでの道路敷、同字裏一九二番三に西接する同道路敷を含む。	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅱ座標系を基準とする。	

		三井三池炭鉱跡 宮原坑跡 万田坑跡 専用鉄道敷跡		豊後街道
			平成十二年文部省告示第三号及び平成二十五年文部科学省告示第四十五号	平成二十五年文部科学省告示第百二十四号
	熊本県荒尾市万田字陣内 同　大正町二丁目		熊本県阿蘇市車帰字大平 同　字坂ノ下西	同　字坂ノ下 同　字成川
	五七六番二、六五八番一八 一二三八番六		三六九番三六のうち実測九五八・一八平方メートル	四〇六番のうち実測七九・九一平方メートル、四二番のうち実測七四・八八平方メートル、四二六番一のうち実測四〇・五一平方メートル